

Japan Venture Awards 2020（ベンチャーキャピタリスト奨励賞）応募要項

1. Japan Venture Awards（ベンチャーキャピタリスト奨励賞）の目的

現在わが国では、成長戦略において、日本の経済成長の起爆剤となり、世界共通の社会課題の解決に貢献するベンチャーが、自発的・連続的に創出される社会を実現することが求められています。

このような状況の中、ベンチャー企業の成長に大きく関与し、イノベーションの促進や新産業の創出に貢献することが期待されているベンチャーキャピタルについては、今後、より多くのベンチャーキャピタリストの育成や輩出、ひいては社会的認知度の向上が求められています。

そこで、Japan Venture Awards 2020では、事業の一環として、ベンチャー企業に対して成長支援の実績を挙げており、かつ、今後一層の活躍が期待される将来有望なベンチャーキャピタリストを表彰し、ロールモデルを示すことで、ベンチャーキャピタリストの育成及び、ベンチャーキャピタリストの社会的認知度の向上を図り、我が国のベンチャー企業の成長に貢献していくことを目的としています。

2. 表彰の内容

表彰名	表彰対象	選定数
ベンチャーキャピタリスト奨励賞	活動内容、活動実績、イノベーションへの貢献度、社会への貢献度等を総合的に評価の上、今後の活躍が期待されるキャピタリスト（事業会社の投資担当者を含む。）	応募状況・内容を勘案して決定（2件程度）

3. 募集対象

現在、ベンチャー企業に対して支援を行っており、今後も継続して活動するベンチャーキャピタリスト（事業会社の投資担当者を含む。）

※自薦、推薦の有無を問いません。推薦の場合、推薦者からの推薦書を添付して下さい。

※過年度の応募有無は問いません。

4. 審査の基準

下記の項目を総合的に判断し、審査します。

(1)活動内容・実績

候補者がベンチャー企業支援に関し、実施した活動内容

- ・活動実績（キャピタリストとしての活動年数、その間の投資金額、応募時点までの過去3年間におけるベンチャー企業支援件数等）
- ・支援の内容（ベンチャー企業支援に際し創意工夫している点等）
- ・ベンチャー企業支援の成果（成果を上げたと思われる主な事例の内容、最大5件まで）

(2)イノベーション・社会への貢献度

ベンチャー企業支援の結果として、新技術開発や新商品・サービスの開発、地域での雇用、社会的な課題の解決などに関しもたらされた成果、もしくは支援活動を通してどのような成果がもたらされるかについての自身の考え、思い

(3)その他

ベンチャーキャピタリストとしてのご自身の投資哲学やファンド組成・運営に対する自身の関与内容

5. 審査手順・スケジュール

- (1) 募集締切：令和元年 10 月 17 日（木） 必着
- (2) 書類審査：令和元年 10 月下旬～11 月下旬
※審査通過の如何に関わらず審査の結果を 11 月下旬に全員に通知します。
- (3) 最終審査：令和元年 12 月 12 日（木）
※受賞候補者としての審査通過の結果を 12 月中旬に全員に通知します。
※必要に応じて面接審査をお願いすることがあります。
- (4) 結果発表・表彰式：令和 2 年 2 月 25 日（火）於：虎ノ門ヒルズ（東京都港区）

6. 審査委員

学識経験者、起業家を支援する機関、起業家などから構成される「JVA2020 ベンチャーキャピタリスト奨励賞審査委員会」にて審査を行います。

<審査委員>敬称略、順不同

委員長	東出 浩教	早稲田大学大学院経営管理研究科 教授 日本ベンチャー学会 理事
委員	赤浦 徹	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長
〃	市川 隆治	一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター 理事長
〃	高乗 正行	株式会社チップワンストップ 代表取締役社長

7. 応募方法

- (1) ホームページより「事前申込ID」を取得する。
- (2) ホームページから「応募様式」をダウンロードする。
- (3) 下記の提出書類を作成・準備する。
 - －応募様式（A4）
 - －添付資料（応募内容を補完する資料（必要に応じ提出）。A4、5枚程度）
- (4) 提出書類を事務局にe-mailまたは郵送で提出

※応募様式、添付資料はできる限り、電子データで送信するようご協力ください。

<応募書類の提出先・お問い合わせ>

JVA2020運営事務局

E-mail : jva2020@operation-desk.jp

郵送・宅配便：〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-10 ADEXビル6階

TEL : 03-3292-5088 FAX : 03-3292-5089

8. その他、確認事項

- (1) 【受賞の取り消しなど】 以下の場合は応募を無効または本賞の付与を取り消します
 - ・ 本表彰の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載があった場合
 - ・ 法令違反など社会通念上、本賞受賞者とすることがふさわしくないと判断される場合

- (2) 【応募書類の取扱いについて】
 - ・ 応募申請書は審査の目的以外には使用いたしません。
 - ・ 審査内容の詳細、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできません。

- (3) 【受賞にあたり】
 - ・ 受賞者に対しては、中小機構が開催する各種イベントなどへの参加のご協力をお願いいたします。